

改正

昭和56年3月28日条例第21号

平成17年3月24日条例第33号

平成18年6月23日条例第58号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第2項の規定に基づき高松市内（以下「市内」という。）に所在する文化財を保護し、かつ、その活用を図り、もって、市民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (4) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの

(文化財保護審議会の設置)

第3条 文化財保護法第190条第1項の規定により、高松市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 審議会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 会議は、委員長がこれを招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席によって成立し、その過半数によって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指定及び認定)

第8条 教育委員会は、市内に所在する文化財で国又は県が指定したものを除くほか、特に保存及び活用上必要があると認めるときは、これを高松市指定文化財として指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による文化財の指定（以下「市指定」という。）のうち無形文化財の指定に当たっては、その保持者を認定しなければならない。

(登録及び認定)

第8条の2 教育委員会は、市内に所在する文化財で国若しくは県が指定し、又は市指定をしたものを除くほか、保存及び活用上措置が必要と認めるときは、これを高松市登録文化財として登録することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による文化財の登録（以下「市登録」という。）のうち無形文化財の登録をする場合に準用する。

(所有者又は保持者の同意)

第9条 教育委員会が市指定又は市登録を行おうとするときは、当該文化財の所有者（権原に基づく占有者を含む。以下同じ。）又は保持者の申請によるもののほかは、当該文化財の所有者又は保持者の同意を得なければならない。ただし、所有者が判明しない場合は、この限りでない。

(解除)

第10条 教育委員会は、市指定又は市登録の文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、その所有者又は保持者に対して指定若しくは登録又は認定の解除をすることができる。

- (1) 文化財としての価値を失ったとき。
- (2) 文化財が市内に所在しなくなったとき。
- (3) 文化財の保持者が市内に居住しなくなったとき。
- (4) 保持者が心身の故障のため、保持者として適当でなくなったと認めたとき、又は保持者が死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な事由があると認めたとき。

(告示及び通知)

第11条 教育委員会は、第8条若しくは第8条の2の規定による指定、登録若しくは認定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。

(管理義務)

第11条の2 市指定又は市登録の文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則並びに教育委員会の指示に従い、当該文化財を管理しなければならない。

(管理者の選任)

第12条 市指定又は市登録の文化財の所有者が、その文化財の管理者を選任したときは、速やかにその者と連署の上、教育委員会に届け出なければならない。管理者を変更し、又は解任したときも、同様とする。

2 前項に規定する管理者には、前条の規定を準用する。

(行為の制限)

第13条 市指定又は市登録の文化財が滅失し、亡失し、若しくはき損し、又はそのおそれのあるときは、所有者又は管理者は、速やかに、その事由を付して教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定又は市登録の文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、所有者又は管理者は、あらかじめ、その事由を付して教育委員会に届け出なければならない。

(現状の変更)

第14条 市指定又は市登録の文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者又は管理者は、あらかじめ、その理由を付して教育委員会に申請し、その承認を得なければならない。

(指示又は助言)

第15条 教育委員会は、文化財の管理、保護又は活用について必要な指示又は助言をすることができる。

(補助)

第16条 教育委員会が市指定又は市登録の文化財の管理、保護又は活用について必要があると認めるときは、これに要する経費の一部を予算の範囲内において、当該所有者又は保持者に対して補助することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月28日条例第21号)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に改正前の高松市文化財保護条例第4条第2項の規定により委嘱されている高松市文化財保護委員会委員は、改正後の高松市文化財保護条例第4条第2項の規定による高松市文化財保護審議会委員に委嘱されたものとみなす。

附 則 (平成17年3月24日条例第33号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月23日条例第58号)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定により高松市文化財として指定されている文化財は、改正後の第8条第1項の規定により高松市指定文化財として指定された文化財とみなす。